

お互いを尊重しあえる社会を目指して 障害者差別解消法を知ろう

問障がい福祉課 ☎(235)4813

ことし4月に施行された「障害者差別解消法」。この法律は、国や市区町村などの行政機関や会社、店舗などで障がいを持つ理由とする差別をなくし、全ての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を目指すために作られました。

人を無視して介助者や支援者、付き添いの人などにだけ話し掛ける「保護者や介助者が一緒にいないと入店できない」などが挙げられます。

「合理的配慮の不提供」とは、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁(※)」を取り除く合理的な配慮をしないことです。合理的配慮の具体例としては、「車いすなどを使用する方が段差のある場所を通る際に、スロープなどを使って補助する」「聴覚障がいや言葉での意思疎通が不得意な方には、筆談など音声とは別の方法で伝えるよう工夫する」などが挙げられます。

障がいと理由とした差別には、障がいのある方への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由もなく、障がいがあるということだけでサービスなどの提供を拒否または制限することです。具体例としては、「本

※障がいのある方が生活する上で支障となる、利用しにくい施設や設備、制度のほか、障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化、偏見などを指す。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者など (個人事業者・非営利事業者などを含む)	禁止	努力義務



▲市窓口を設置されている筆談器。耳が聞こえない方への説明時に使用します

市の取り組み

市はことし8月、障がいのある方の意見を取り入れた職員対応要領を作成しました。この要領に沿って、障がいへの理解を深める職員研修を実施するなど、どこでも快適にご利用いただける環境づくりに取り組んでいます。お気付きの点などがある場合には、障がい福祉課へお声掛けください。

障害者差別解消法Q&A

- Q 対象となる方は？**
- A** 障害者手帳を所持している方だけではなく、障がいや社会的な障壁により、日常生活や社会生活が困難となっている全ての人が対象です。
- Q 対象となる民間事業者は？**
- A** 個人事業者やNPO法人などの非営利事業者を含む、全ての民間事業者が対象です。
- Q 個人的な人間関係でも、同法に違反したら罰せられる？**
- A** 同法は行政機関や民間事業者などを対象とした法律のため、対象外です。

「緑化ポスターコンクール」 入賞者が決定しました

問環境みどり課 ☎(235)4913

市内の小学生を対象とした、「平成28年度緑化ポスターコンクール(応募作品909点)」の入賞者は次のとおりです(敬称略)。

【金賞】

森山成仁(杉本1年)、紺野愛夢(有馬2年)、小野峻澄(海老名3年)、中島舞(杉本4年)、浦川元(海老名5年)、山口奈緒子(有馬6年)

【銀賞】

波多野楓美(今泉1年)、上村奏太(海老名2年)、清水咲良(今泉3年)、吉村莉乃(柏ヶ谷4年)、磯崎菜那(東柏ヶ谷5年)、松政拓希(大谷6年)

【銅賞】

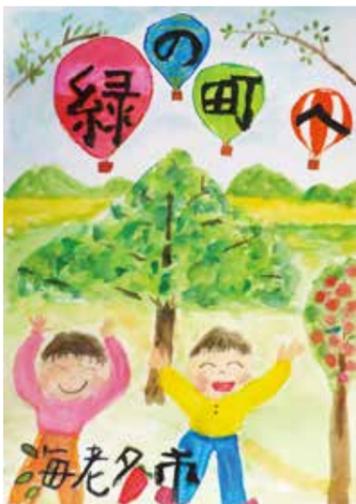
池原巴琉(有鹿1年)、石田夏帆(上星2年)、井上凌(杉久保3年)、山本朋佳(杉久保4年)、山崎莉奈(大谷5年)、岩崎遙奈(東柏ヶ谷6年)

【市制施行45周年記念特別賞】

島本理駆(有馬1年)、田原孝一朗(有鹿2年)、多田大(今泉3年)、浜田結菜(海老名4年)、豊島愛梨(東柏ヶ谷5年)、綿貫ひなた(杉本6年)

【入選】

若松怜那(杉本1年)、菊村りの(有馬1年)、尾上大瑚(有馬2年)、佐藤夢香(今泉2年)、工藤百華(大谷3年)、松本実依(今泉3年)、三田心菜(有馬4年)、石橋鈴(杉本4年)、菊池美結(杉本5年)、櫻村真音(有鹿5年)、柳本結衣(海老名6年)、福田恵美(中新田6年)



▲小野峻澄さんの作品(海老名3年)



▲紺野愛夢さんの作品(有馬2年)



▲森山成仁さんの作品(杉本1年)



▲山口奈緒子さんの作品(有馬6年)



▲浦川元さんの作品(海老名5年)



▲中島舞さんの作品(杉本4年)